

## 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開「見える化要件」について

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。直近では、令和元年(2019)年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。当該加算を算定するにあたっては、下記の要件を満たしている必要があります。

### 【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- A. 現行の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを取得していること。
- B. 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上取り組んでいること。
- C. 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること。

Cの「見える化」要件とは、① 2020年度からの算定要件で、② 介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み(賃金以外)につきまして、以下の通り公表いたします。

### 【加算の取得状況】

施設名	介護サービス種別	取得加算
特別養護老人ホーム宗玉園	介護老人福祉施設	特定処遇改善加算Ⅰ(2.7%)
	短期入所生活介護	特定処遇改善加算Ⅱ(2.3%)
老人保健センターコスモス	介護老人保健施設	特定処遇改善加算Ⅱ(1.7%)
	短期入所療養介護	特定処遇改善加算Ⅱ(1.7%)

### 【介護職員等特定処遇改善加算に関する具体的な取り組み内容】

項目	法人としての取り組み
資質の向上	◇資格取得支援制度を導入し、受講料や研修等の補助、勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が講習や研修を受けやすい環境を整えている。
労働環境・処遇の改善	◇専用の介護記録システムを使用し、ケア内容や申し送り事項等の情報共有を図ると共に、介護記録の電子化により職員の事務負担の軽減、業務の省力化を行っている。
その他	◇非正規職員から正規職員への転換を奨励している。